

幼児教育・保育の無償化について

かわぐちファミリー・サポート・センターは令和元年10月開始の「幼児教育・保育の無償化」の対象事業となっています。

給付を受けるためには利用会員が事前に市の認定を受ける必要があります。

ファミリー・サポート・センターの利用については、援助活動費をサポート会員にお支払いいただき、後日利用会員が市に給付の申請を行うことで一定額の援助活動費が給付されます。

今回の無償化に伴うファミリー・サポート・センターの利用にあたり、下記の点についてご留意ください。

【幼児教育・保育の無償化に伴う留意点について】

〈サポーター会員〉

「援助活動報告書」について、下記の点を考慮していただき、記載をお願いいたします。

- ・ 報告書から活動内容に預かりが行われている事がわかる事
- ・ 活動費と、交通費などの実費がはっきり分けて記載されている事
- ・ 兄弟預かり等で複数の児童を1人のサポーターが預かる場合、個々の活動費がわかる事
- ・ 1日単位で金額と日付が明記されている事
- ・ 確認印は朱肉で押す印鑑を使用する事

〈サービス利用者会員〉

- ・ 「援助活動報告書」が領収書となります。(確認印は朱肉で押す印鑑を使用する事)
- 領収書等を添付して給付の手続きが必要となりますので、保管に留意願います。
- ・ 送迎のみの利用は対象外です。

《ファミリー・サポート・センター利用における、無償化の対象者》

・3歳児以上 共働き等で保育の必要性の認定を受けた方
・0~2歳児 住民税非課税の方
※事前に「施設等利用給付認定書」を提出し、給付の認定を受けることが必要となります。

また、諸条件や月額上限があります。

川口市の幼児教育、保育無償化については、川口市ホームページを参考にしてください。

問い合わせ先 : 川口市役所子ども部保育入所課 (電話 048-259-9043 直通)

電話受付時間 : 平日 8時30分~17時15分

かわぐちファミリー・サポート・センター

